

豊橋市三の丸会館

施設利用料金の限度額

時間	午前	午後	夜間	全日
区分	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 4 時まで	午後 5 時から午 後 9 時まで	午前 9 時から午 後 9 時まで
和室（3 室）及 び茶室（2 室） 各 1 室につき	<u>1,110円</u>	<u>1,110円</u>	<u>1,490円</u>	<u>3,710円</u>

備考

- 1 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1 時間につき（1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。）、その利用が午前 9 時以前のときは午前の、午後 9 時以降のときは夜間の時間区分の 1 時間に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを 100 円に切り上げる。）とする。
- 2 入場料又は会費の類を徴収する場合の利用料金は、当該利用料金の倍額とする。
- 3 収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の 3 倍の額とする。